

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

菊川市長 長谷川 寛彦

市町村名 (市町村コード)	菊川市 (22224)	
地域名 (地域内農業集落名)	小笠南 (原磯部、高橋中、高橋口、南町、山西、東河東、堀之内谷、今間・一之谷、河東西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月19日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・後継者不足、担い手の高齢化が深刻化している。 ・今後の地域の農業を支える安定した農業の担い手が不足している。 ・安定した収入を確保するうえで、後継者の育成を考えなくてはならない。 ・河東地区、河東砂山地区は地域の担い手への集約が進んでいる。 ・機械化が進む大きなほ場は借り手がいるが、機械の入りにくいほ場や区画の小さなほ場は借り手がいなくなっ てきている。 ・荒廃農地の増加が著しい。荒れてしまっている地域がはっきりしている。 ・茶畑の管理が難しい。 ・茶畑は乗用コンテナ化ができないところの継続が難しい。 ・のり面が広いところは草刈りをしなくてはならないことが負担になる。 ・茶、米以外にも、地域に適した作物への転換、採算の取れる儲かる農業を考える必要がある。 ・地域だけで新たな担い手を探すことは難しい。行政の力も借りたい。 ・除草など、人の手による作業が多すぎるため、負担軽減を図りたい。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・パイプライン整備地の区分けがされている。 ・除草作業の負担がない。 ・田んぼの大区画化 ・温室で出来る新しい作物を用いて観光地化する。(パパイヤ、バナナとか) ・整備された水路が適切に管理されている。 ・儲かる農業になっている。 ・教育の場として活用している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	303 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	204 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域農地(青地)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 ・小笠南地区の耕作可能な農地利用については、水田や畑は、中心経営体である認定農業法人や認定農業者が中心となって担っていく。 ・茶畑は中心経営体である認定農業者が中心となって担っていく。そのほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを積極的に進めることで対応していく。 ・河東地区（水利施設整備事業区域）の水田利用は、中心経営体である認定農業者が主に担うため、集積・集約を進める。併せて、地域の担い手の高齢化に伴い、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを積極的に進めていく。 ・河東砂山地区の畑地利用は、中心経営体である認定農業者が担っていく。 ・谷坪地域は現在の担い手への集積・集約を進めるほか、新たな担い手を積極的に受け入れることで対応していく。 ・機械化の難しい山側の水田、畑などで、すでに荒れており、復元の見込みのない荒廃農地が集まっている区域は非農地となることもやむを得ない。 ・民家や道路に近いが、細分化されていて構造改善（区画拡大）や機械化の難しい区域は、地主や地域での管理を検討していく。 ・担い手のゾーニングを進め、守っていく農地と、荒廃農地となり山林化した、守ることが難しい農地とを明確にしていく。 ・農地の管理状況やパイプラインの流れを見ながら然るべき集約を検討していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 ・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。 ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対し情報提供と事業の協力を行う。また、必要な機能強化については機構へ求めていく。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への貸付を進めていく。 ・地域内の地権者への周知を行っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 ・暗きょ排水の拡大やや水路管理について地域内で検討していく。 ・構造改善の再整備について地域内で検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・繁忙期に働き手が確保できるような仕組み作りについて検討していく。 ・他作物との連携による通年雇用の確保を検討していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・河東地区については、防除について無人ヘリによる作業を委託しているため引き続き活用していく。 ・トラクターのなど農機を使った作業について委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】	